

由利本荘市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

由利本荘市

目 次

第1部	はじめに.....	- 2 -
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	- 6 -
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	- 6 -
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点.....	- 10 -
第3章	市行動計画の実効性を確保するための取組等.....	- 13 -
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 14 -
第1章	実施体制.....	- 14 -
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 23 -
第3章	まん延防止.....	- 27 -
第4章	ワクチン.....	- 32 -
第5章	保健.....	- 46 -
第6章	物資.....	- 47 -
第7章	住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 48 -

第1部 はじめに

【由利本荘市新型インフルエンザ等¹対策行動計画改定の目的】

国では、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓を踏まえ、対策の実効性をより高めるため、平成24年5月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定した。これに基づき、平成25年6月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定されている。

秋田県においては、「秋田県感染症予防計画」（以下「県予防計画²」という。）に基づく予防・医療対策に加え、社会経済活動全体を含めた総合的な対応を図るため、「秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画³」という。）を策定し、平成26年1月から対策を講じてきた。

本市においても、特措法第8条に基づき、国・県の動向を踏まえつつ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、感染症の特性や流行状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、「由利本荘市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画⁴」という。）を策定してきた。

令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の流行においては、市内外で感染拡大が繰り返され、令和4年12月の第8波流行時には、県内医療体制がひっ迫し、秋田県独自の「医療ひっ迫宣言」が発令される事態となった。

本市では、市民の健康被害を最小限に抑え、市民生活および地域経済への影響をできる限り軽減するため、「由利本荘市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、市民への情報提供、発熱相

¹ 新型インフルエンザ等：感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

² 県予防計画：感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

³ 県行動計画：新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に規定する都道府県が定める新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

⁴ 市行動計画：新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定する市町村が定める新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

談窓口の設置、ワクチン接種、PCR検査等を実施し、感染者対応（以下「新型コロナ対応」という。）に取り組んできた。

一方で、これらの対応を通じて、県や関係機関との連携のあり方、市民への情報発信・共有、検査・医療提供体制、ワクチン接種体制の構築、さらに平時における研修や訓練、備蓄体制のあり方等、多くの課題が明らかとなった。

こうした経験と教訓を踏まえ、次なる感染症危機に備えるため、令和6年7月の政府行動計画改定及び令和7年3月の県行動計画改定を受け、本市においても、市行動計画を改定し、平時から有事まで切れ目のない、実効性の高い感染症対策体制の構築を図ることを目的とする。

【市行動計画の概要】

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 新型インフルエンザ等感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの） |
|--|

政府行動計画及び県行動計画は、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図った。市行動計画は、対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、対策を講じていくこととする。

図1-1 政府行動計画及び県行動計画の改定前後の比較

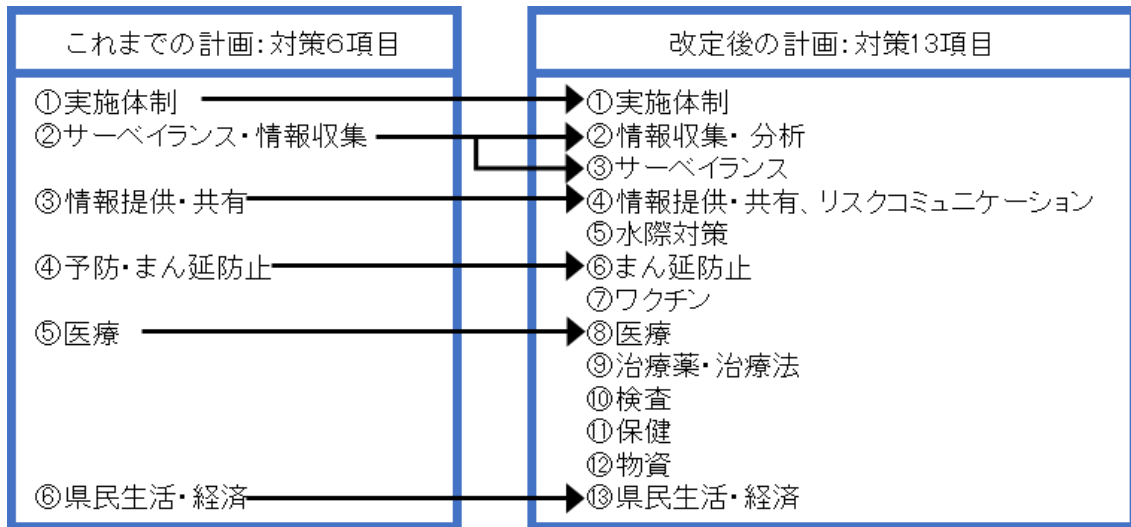
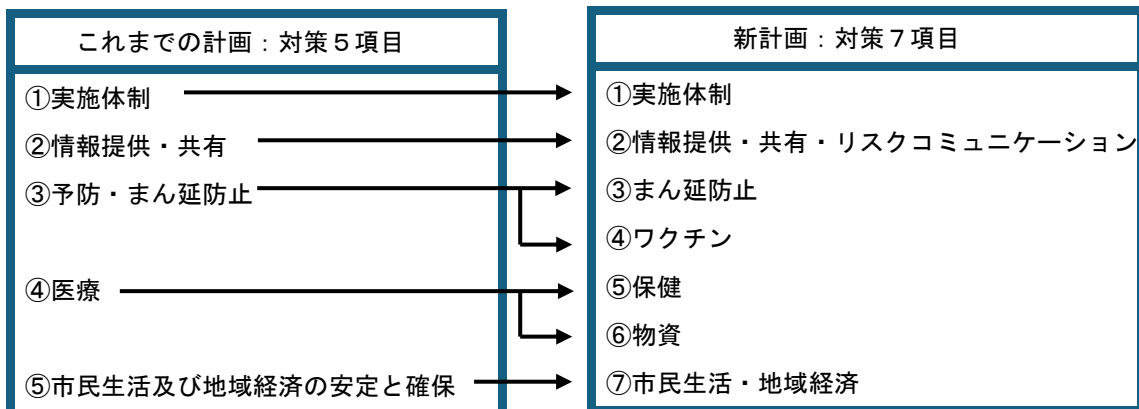


図1-2 市行動計画の改定前後の比較



市行動計画は、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、また政府行動計画及び県行動計画に併せて、おおむね6年ごとに改定についての検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

表 1-1 感染症法の対象となる感染症の分類

分類	規定されている感染症	分類の考え方
1類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
2類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
3類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
4類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
5類感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）、性器クラミジア感染症等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
（危機管理のための類型）		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ●かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	※政令で指定	現在感染症法に位置づけられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

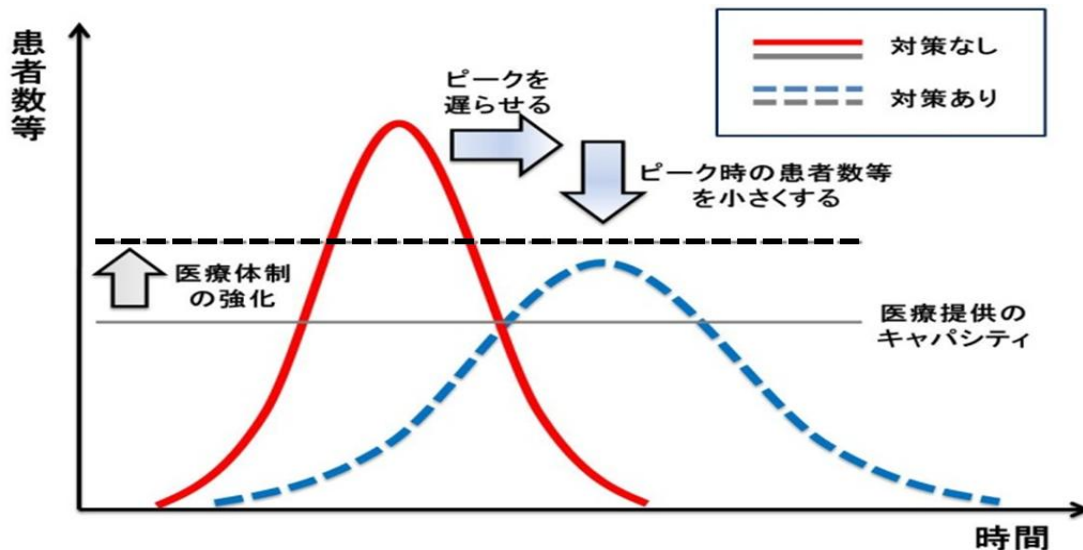
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等患者⁵の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 患者数等をなるべく少なくして治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

図2-1 対策の効果・概念図



- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済の安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

⁵ 患者：新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

- ・ 業務継続計画（BCP）⁶の作成や実施等により、医療提供体制又は地域経済の安定維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

（1）段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

- 準備期 : 発生前の段階。訓練等、事前の準備を行う。
- 初動期 : 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。国の政府対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 対応期 : 政府対策本部が設置され、基本的対処方針⁷が策定されて以降の段階。対応期は、更に次の4つの時期に分けて考えることができる。
 - ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 - ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

（2）社会全体で取り組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と、医療対応を組み合わせる。

医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生時に、特措法や関係法令、市行動計画等に基づき、国及び県、指定（地方）公共機関等と相互に連携を図り、特に次の点に留意し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

⁶ 業務継続計画（BCP）：不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

⁷ 基本的対処方針：特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

(1) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え、柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行う。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興業場等の使用制限等の要請、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、要請や行動制限は最小限とし、誹謗中傷^{ひぼう}等人権侵害が生じないよう取り組む。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ県対策本部長へ総合調整を行うよう要請する。

(4) 感染症危機⁸下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制を整える。

(5) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。また、その概要については、必要に応じて周知する。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・ 地方公共団体及び指定（地方）公共機関⁹等への支援
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・ 感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

⁸ 感染症危機：市民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康並びに市民生活及び地域経済に重大な影響が及ぶ事態。

⁹ 指定（地方）公共機関：特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

(2) 県

- ・ 業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ 医療機関と病床確保等の医療措置協定¹⁰締結
- ・ 検査機関、医療機関と検査等措置協定¹¹締結
- ・ 宿泊施設等の措置協定締結
- ・ 保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

(3) 市

- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ ワクチンの接種
- ・ 住民の生活支援（要配慮者への支援）

(4) 医療機関

- ・ 県との医療措置協定締結
- ・ 院内感染対策の研修
- ・ 周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・ 感染症対策物資等の確保

(5) 指定（地方）公共機関

- ・ 特措法に基づく対策の実施

(6) 登録事業者¹²

- ・ 事業継続等の準備

(7) 一般の事業者

- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

(8) 市民

- ・ 健康管理
- ・ 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・ 感染症に関する情報への理解と人権尊重
- ・ 予防接種など実施されている対策等について情報収集

¹⁰ 医療措置協定：感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

¹¹ 検査等措置協定：感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

¹² 登録事業者：特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 対策項目ごとの基本理念と目標

本行動計画の主な対策項目である7項目は、一連の対策として実施される必要がある。

図 2-2 対策7項目の概要

<p>①実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期: 関係機関との連携、体制整備 ・初動期: 警戒連絡室・対策本部の設置 ・対応期: 情報の継続的な共有、総合調整 	<p>②情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期: 情報提供・共有体制整備、コールセンター設置準備 ・初動期: 迅速かつ一体的な情報提供・共有、 ・対応期: 偏見・差別等への対応 	<p>③まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期: 基本的な感染対策普及 ・初動期: 外出・移動自粛要請や有症時の対応 ・対応期: 基本的な感染対策に係る要請
<p>④ワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期: 円滑な接種を実現するための体制整備、情報提供 ・初動期: 接種体制の構築 ・対応期: 接種実施、健康被害救済 	<p>⑤保健</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応期: 健康観察と生活支援の実施 	<p>⑥物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期: 感染症対策物資等の備蓄等
<p>⑦市民生活・地域経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期: 衛生用品の備蓄等の勧奨 ・初動期: 事業継続に向けた準備等の呼びかけ ・対応期: 市民生活及び地域経済の安定の確保を対象とした対応 		

① 実施体制

平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、市対策本部を中心に政策を実行し、感染拡大を可能な限り抑制する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹³

平時から、国、県が提供・共有する情報を活用して、市民等とのリスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

③ まん延防止

強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国、県が行うまん延防止等重点措置¹⁴や緊急事態措置¹⁵を踏まえて対策を実施する。

④ ワクチン

市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給及び接種を行う。

⑤ 保健

市は、県や地方公共団体、関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たす。

⑥ 物資

平時から感染症対策物資等¹⁶の備蓄等を推進する。

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

平時から、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

¹³ リスクコミュニケーション：個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

¹⁴ まん延防止等重点措置：特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の4第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

¹⁵ 緊急事態措置：特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

¹⁶ 感染症対策物資等：感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。加えて、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮する。

Ⅰ. 人材育成

新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携を図る。

Ⅱ. 国・県と地方公共団体との連携

平時から国や県との連携体制構築に努め、新型インフルエンザ等の発生時には、市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行う。さらに、平時から県との意見交換を進めるとともに、共同して訓練を行う。

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

新型コロナ対応を踏まえ、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化を進めていく。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民「一人ひとり」への適時適切な情報提供・共有を行う。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

行政、関係機関、市民等が幅広く対応に関与した新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

市は、訓練・研修の実施やそれに基づく点検や改善に継続的に取り組む。

(3) 定期的なフォローアップと必要な見直し

政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、おおむね6年ごとに本計画の改定を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本計画等の見直しを行う。

(4) 業務継続計画（BCP）

確実な業務継続のためにDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務継続計画（BCP）を作成、必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、県と連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(総務課、危機管理課、健康づくり課)

1-2. 市の行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁷。
(健康づくり課)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。(総務課)
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例（由利本荘市新型インフルエンザ等対策本部条例 平成25年2月28日）で定める。(健康づくり課)
- ④ 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部

¹⁷ 特措法第8条第7項及び第8項

門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(総務課、危機管理課、健康づくり課)

- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。(健康づくり課)

1-3. 国及び地方公共団体等との連携の強化

- ① 国、県、市及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報提供・共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(全部局)
- ② 国、県、市及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(全部局)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市新型インフルエンザ等対策本部会議等を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、国が政府対策本部や県が県対策本部を設置した場合において、速やかに市警戒連絡室を設置し、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(総務課、危機管理課、健康づくり課)
- ② 市は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(全部局)

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国から財政支援¹⁸を有効

¹⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹⁹ことを検討し、所要の準備を行う。(関係部局)

表 3-1

<p>1) 市新型インフルエンザ等対策本部</p> <p>ア 市対策本部は、特措法第 34 条の規定により、国により「緊急事態宣言」がなされた場合に、市長が設置する。</p> <p>イ 市対策本部は、次の事項を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国、県の基本的対処方針に基づく対応策の決定等に関する事・ 新型インフルエンザ等に関する情報の収集・分析に関する事・ 初動対策の決定に関する事・ 県対策本部及び関係機関や隣接市町との連携に関する事・ 新型インフルエンザ等のまん延防止に関する事・ 職員の確保と重要業務への職員配置に関する事・ 庁舎管理、職員の健康管理に関する事・ 医療体制（予防接種、医師会への連絡調整）に関する事・ 相談体制（相談窓口やコールセンターの設置等）に関する事・ 市民への感染防止策に関する事・ 要配慮者への対応に関する事・ 通信、交通、ライフライン（電気、ガス、水道など）の機能確保に関する事・ 火葬場の体制確保への対応に関する事・ 渡り鳥や野鳥不審死の情報収集、異常家きんの早期発見に関する事・ 園児・児童及び生徒の健康管理、感染拡大防止、休校等の対応に関する事・ 文化・スポーツ施設への指導、施設閉鎖等の対応に関する事・ 社会活動等の自粛及び企業活動の抑制に関する事・ 食料、生活必需品の確保・配給に関する事・ 市民及び関係機関・団体に対する情報提供・共有に関する事・ 県及び関係機関との連携に関する事・ その他市対策本部において必要とする事項 <p>ウ 市対策本部に、次に掲げる職員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本部長 市長

¹⁹ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

- ・副本部長 本部員のうちから市長が指名する者
- ・本部員 副市長、教育長、企業管理者、各部長、危機管理監、各総合支所長、教育次長、企業局長、消防長

エ 市対策本部は、本部長、副本部長及び本部長がその都度必要と認めた本部員で構成し、本部長が主宰する。

オ 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

カ 市対策本部は、必要に応じて、本部長が招集する。

キ 本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部に関係機関の長等の出席を求めることができる。

ク 市対策本部の事務局は、危機管理課及び健康づくり課に置く。

2) 市新型インフルエンザ等警戒連絡室

ア 国や県に対策本部が設置された場合、本市では速やかに市警戒連絡室を設置し、発生状況に関する継続的な情報収集とともに、市民への情報提供や注意喚起にあたる。

イ 市対策本部が設置された場合、市警戒連絡室は市対策本部からの指示事項の的確な処理にあたる。

ウ 市警戒連絡室は、次の事項を処理する。

- ・地域における新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること
- ・地域における新型インフルエンザ等のまん延防止に関すること
- ・コールセンターの設置に関すること
- ・市民への情報提供と注意喚起に関すること
- ・地域における社会活動等の自粛及び企業活動の抑制に関すること
- ・地域における食料、生活必需品の確保・配給に関すること
- ・地域における県民及び関係機関・団体に対する情報提供・共有に関すること
- ・市対策本部設置に向けた準備に関すること
- ・県及び関係機関との連携に関すること
- ・その他市警戒連絡室において必要とする事項

エ 室長は、健康福祉部長とし、室員は健康づくり課長、総務課長、危機管理課長、生活環境課長、福祉支援課長、こども家庭センター長、長寿生きがい課長、総合政策課長、商工振興課長、農業振興課長、維持保全課長、企業局管理課長、教育委員会教育総務課長、消防本部救急課長等がその都度必要と認める職員をもって構成する。また、必要に応じて、関係課所又は関係機関の職員の出席を求めることができる。

オ 市警戒連絡室は、健康福祉部長が招集し、主宰する。
カ 室長に事故あるとき、または欠けた時は健康づくり課長がその職を代理する。

図 3-1 市新型インフルエンザ等対策本部

市新型インフルエンザ等対策本部

※特措法第34条の規定により国により「緊急事態宣言」がなされた場合に設置

本部長：市長
副本部長：市長が指名する者

本部長：副市長、教育長、企業管理者、危機管理監、各部長、各総合支所長、
教育次長、企業局長、消防長

事務局：危機管理課、健康づくり課

市新型インフルエンザ等警戒連絡室

※政府対策本部が設置されたとき（新型インフルエンザ等発生時）に設置

室長：健康福祉部長

室員：健康づくり課長、総務課長、危機管理課長、生活環境課長、福祉支援課長、
こども家庭センター長、長寿生きがい課長、総合政策課長、商工振興課長、
農業振興課長、維持保全課長、企業局管理課長、教育委員会教育総務課長、
消防本部救急課長 等

事務局：健康づくり課

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務代行²⁰を要請する。(総務課)

② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める²¹。(総務課)

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するなどして財源確保に努め、必要な対策を実施する。(関係部局)

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手續

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部²²を設置する。
市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があ

²⁰ 特措法第26条の2第1項

²¹ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

²² 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

ると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。（総務課、危機管理課、健康づくり課）

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策

3-3-1. 市対策本部の廃止（総務課、危機管理課、健康づくり課）

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅延なく市対策本部を廃止する。

表 3-2 【支部局課等の主な対応】

部局課名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（BCP）に基づく市の行政機能の維持に関すること ・部局課職員の感染・まん延防止に関すること ・国、県の各省庁からの情報収集に関すること ・所管業務に係る関係団体等支援に関すること ・所管業務等の被害情報等の収集 ・所管する会議、イベント等の調整に関すること ・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること
総務部 総務課 財政課 秘書広報課 管財課 危機管理課 税務課・収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（BCP）に関すること ・市庁舎の利用に関すること ・各総合支所との連絡調整に関すること ・緊急対策予算措置に関すること ・市民への基礎知識、感染予防等の周知 ・公用車の利用に関すること ・市対策本部に関すること ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること ・国、県からの情報収集の総括 ・被害情報等の収集の総括 ・自衛隊への派遣要請に関すること ・備蓄物資の払出しに関すること ・ライフライン（通信、電気等）に関すること ・運送事業者への緊急物資の輸送要請に関すること ・市税の徴収猶予及び減免に関すること

<p>企画振興部</p> <p>総合政策課</p> <p>地域づくり推進課</p> <p>情報政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県への緊急要望に関する事 ・ 外国人への支援に関する事 ・ 町内会に関する事 ・ 行政手続等のDXの推進に関する事
<p>市民生活部</p> <p>市民課</p> <p>生活環境課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外渡航者に関する事 ・ 廃棄物の処理に関する事 ・ 飼養動物に関する事
<p>健康福祉部</p> <p>健康づくり課</p> <p>福祉支援課</p> <p>こども家庭センター</p> <p>長寿生きがい課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市警戒連絡室に関する事 ・ 市対策本部に関する事 ・ 新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関する事 ・ 新型インフルエンザ等に係るまん延防止及び医療確保対策に関する事 ・ 国、県からの情報収集に関する事 ・ 医療機関等からの被害情報等の収集の総括 ・ 県対策本部との連絡調整に関する事 ・ 国、県との連絡に関する事 ・ 医薬品及び医療機器の流通及び確保に関する事 ・ 新型インフルエンザ等以外の医療確保に関する事 ・ こころのケアに関する事 ・ 障がい者支援施設に関する事 ・ 在宅要援護者の支援に関する事 ・ 児童福祉施設に関する事 ・ 未就学児童に関する事 ・ 高齢者施設に関する事 ・ 要援護者に関する事

産業振興部	
農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料の調達あつ旋に関する事 ・ 農林畜産物、水産物の安定供給に関する事 ・ 食料の流通に関する事 ・ 家きん、養豚等に関する事 ・ 企業活動の自肅に関する事 ・ 中小企業に対する金融措置に関する事
商工振興課	
建設部	
維持保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通の維持・制限に関する事 ・ ライフライン（飲料水供給）に関する事
各総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部との連携を密にして市民対策を実施する
教育委員会	
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に関する事。 ・ 児童及び生徒の安全確保に関する事
学事課	
学校教育課	
企業局	
水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン（水道）に関する事 ・ ライフライン（下水道）に関する事 ・ ライフライン（ガス）に関する事
下水道課	
ガス課	
消防本部	
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画（BCP）に関する事（消防団含む） ・ 消防防災ヘリに関する事 ・ ドクターヘリに関する事
救急課	

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国・県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション²³に基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

- ① 市は、国や県から提供される新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の外出の自粛、延期等の呼びかけ等）について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供・共有を行う。（秘書広報課、健康づくり課）
- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、個人レベルの基本的な感染対策の普及を図る。（秘書広報課、健康づくり課）
- ③ 市は、ウェブサイト等を通じて情報提供・共有を行う。（秘書広報課、健康づくり課）

²³ 双方向のコミュニケーション：地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、国、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

- ④ 市は、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。（秘書広報課、健康づくり課）
- ⑤ 市は、一元的な情報提供・共有を行うために、情報提供担当職員の設置による情報の集約化など、情報を分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。（総務課、秘書広報課、健康づくり課）
- ⑥ 情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす体制を構築する。（秘書広報課、健康づくり課）
- ⑦ 市は、県の要請に基づき相談窓口の設置を行う。（健康づくり課）
- ⑧ 偏見・差別等に関する啓発
市は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等に関する啓発を行う。（秘書広報課、健康づくり課）
- ⑨ 偽・誤情報に関する啓発
市は、感染危機における SNS 等によって増幅される偽・誤情報の流布等の問題の啓発を行う。（秘書広報課、健康づくり課）

1-1-2. 県と市の間における感染症状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、県からの要請を受けて、必要な協力を行う。有事における円滑な連携のため、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整備する²⁴。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。（健康づくり課）

²⁴ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第（114号）第16条等）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

市は、県の要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置し、適切な情報提供・共有を行う。(健康づくり課)

2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、必要な協力を行う。(健康づくり課)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(健康づくり課)

第3節 対応期

(1) 目的

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 市における情報提供・共有について

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

- ① 市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法等）を周知する。（秘書広報課、健康づくり課）
- ② 市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供・共有を強化し、国の対策の方針の迅速な把握と、対策の現場の情報提供・共有を行う。（関係部局）

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（健康づくり課）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護するため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター²⁵に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国、県からの要請を受けて、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。(総務課)

²⁵ 相談センター：新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

また、学校・保育施設等においては県からの情報提供・共有、要請を受け、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。（関係部局）

(表3-3：特措法施行令第11条に規定する施設)

i	学校（iiiに掲げるものを除く。）
ii	保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
iii	大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
iv	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
v	集会場又は公会堂
vi	展示場
vii	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第53条の16第1項に規定する個人防護具をいう。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
viii	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
ix	体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
x	博物館、美術館又は図書館
xi	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
xii	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
xiii	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

xiv 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（xiに該当するものを除く。）

※ i、iiの具体的な対象施設については別紙1を参照。

※ iii～xivの施設については、1,000㎡超の施設が対象²⁶。

※ iii～xivの施設であって1,000㎡以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第11条第1項第15号の規定に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第45条の規定に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いた上で判断する。

²⁶ 例えば、床面積（事務スペース等の売場面積以外も含む。）が全フロアで1,200㎡、食料品フロアが300㎡の場合、食料品フロアを除いた床面積は900㎡となり、基準の1,000㎡以下となるが、全フロアの床面積が対象となるため、この施設自体は施設使用制限の対象となる。ただし、この施設の食料品売り場のみは施設使用制限の対象ではないため、食料品売り場のみ開くことができる。

表 3-4 施設使用制限の要請等の対象である i、ii の施設一覧

施設の種類	根拠規定
i 学校（iiに掲げるものを除く。）	
1 幼稚園	学校教育法第1条
2 小学校	学校教育法第1条
3 中学校	学校教育法第1条
4 高等学校	学校教育法第1条
5 中等教育学校	学校教育法第1条
6 特別支援学校	学校教育法第1条
7 高等専門学校	学校教育法第1条
8 専修学校（高等課程に限る。）	学校教育法第124条
9 幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項
ii 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	
1 生活介護事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項
2 短期入所事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項
3 重度障害者等包括支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項
4 自立訓練（機能訓練）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項
5 自立訓練（生活訓練）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項
6 就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
7 就労継続支援（A型）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
8 就労継続支援（B型）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
9 児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2の2第2項
10 放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法第6条の2の2第3項
11 地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号
12 身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条
13 盲人ホーム	昭和37年2月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」
14 日中一時支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第5項、平成18年8月1日付発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
15 通所介護を行う施設	介護保険法第8条第7項
16 通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条第8項
17 短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条第9項
18 短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条第10項
19 特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条第11項
20 地域密着型通所介護	介護保険法第8条第17項
21 認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条第18項
22 小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条第19項
23 認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条第20項
24 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条第21項
25 複合型サービスを行う施設	介護保険法第8条第23項
26 介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条の2第6項
27 介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条の2第7項
28 介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第8項
29 介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第13項
30 介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第14項
31 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
32 地域支援事業を行う施設	介護保険法第115条の45
33 老人デイサービス事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第3項
34 老人短期入所事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第4項
35 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第5項
36 複合型サービス福祉事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第7項
37 老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
38 老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
39 授産施設	生活保護法第38条第5項 社会福祉法第2条第2項第7号
40 ホームレス自立支援センター	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第3条
41 放課後児童健全育成事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第2項
42 保育所	児童福祉法第39条
43 児童館	児童福祉法第40条
44 認可外保育所	児童福祉法第59条の2

(表 3-5 (参考) : 事業者等に対する休業要請や時短要請等に係る整理)

状況	右記以外の状況	まん延防止等重点措置の 公示の対象となる状況	緊急事態宣言の対象 となる状況
根拠規定	特措法第 24 条第 9 項	特措法第 31 条の 8 (ま ん延防止等重点措置)	特措法第 45 条第 2 項 (緊急事態措置)
措置の相手方	条文上は制限がな いが、規定の趣旨 から以下のとおり 限定する。 ・ 施行令第 11 条 に規定する施設の 管理者等	感染者が継続して発生す るとともに、当該感染者 の数が増加して推移する おそれがある業態に係る 事業を行う者	特措法施行令第 11 条に規定する施設 (表 1) の管理者等
措置内容	要請	要請 ・ 施設の営業時間の変更 ・ その他国民生活及び国 民経済に甚大な影響を 及ぼすおそれがある重 点区域における新型イ ンフルエンザ等のまん 延を防止するために必 要な措置として施行令 第 5 条の 5 に規定する 措置	要請 ・ 施設の使用制限 ・ 催物の開催制限 ・ 施設の営業時間の 制限 ・ 施行令第 12 条に 規定する措置
履行確保措置	特になし (要請に 従うかどうかは相 手方の自主的判 断)	要請に従わない場合の命令 命令に違反した場合の過料	
立入検査等の可 否	不可	可	可

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国や県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

以下の表 3-6 を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康づくり課)

表 3-6 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	<input type="checkbox"/> 使い捨てマスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 (S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> パルスオキシメーター <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 使い捨てガウン、エプロン
<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ AED ・ 酸素ボンベ、マスク等 	【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン (赤・黒) <input type="checkbox"/> 蛍光ペン、マジック <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> バインダー <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> ナンバリング <input type="checkbox"/> 付箋

	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 車椅子・シルバーカー・担架 <input type="checkbox"/> ゴミ <input type="checkbox"/> 伏臥接種用ベッド

1-2. ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。(健康づくり課)

1-2-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

国の要請を受けた県と連携の方法及び役割分担を協議の上、県が構築するワクチンの円滑な流通を可能とするための体制を支援する。(健康づくり課)

1-2-2. ワクチンの分配体制の構築

国が一括してワクチンの供給を担う場合に備えた、分配体制を構築する。(健康づくり課)

1-3. 基準に該当する事業者の登録に係る支援（特定接種²⁷の場合）

国が進める、特定接種登録事業者を管理するデータベースへの登録作業に係る周知や登録申請等について支援を行う。(健康づくり課)

²⁷ 特定接種：特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。特定接種の対象となり得る者は、

- ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。(健康づくり課)

1-4-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康づくり課)

② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(健康づくり課)

1-4-3. 住民接種²⁸

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）国、県等の協力を得ながら、居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(健康づくり課)

a 住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認する。

- i 接種対象者数
- ii 人員体制の確保

²⁸ 住民接種：特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表 3-7 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生 中学生 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、地域の医師

会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

- d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能。

(イ) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。（健康づくり課）

(ウ) 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期、周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。（関係部局）

1-5. 情報提供・共有

予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、分配体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、住民等の理解促進を図る。（秘書広報課、健康づくり課）

1-5-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして

「Vaccine Hesitancy²⁹」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等

²⁹ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。(健康づくり課)

1-5-2. 市における対応

定期の予防接種の実施主体として、県の支援を受けながら、医師会等関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。(健康づくり課)

1-5-3. 衛生部局以外の分野との連携

予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。(関係部局)

1-6. DXの推進

接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行う。

- ① 予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。(情報政策課、健康づくり課)
- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。(健康づくり課)
- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。(健康づくり課)

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

2-1-1. 接種体制

特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位を考慮しながら、接種体制等の必要な準備を行う。

また、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康づくり課)

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節(2)1-1表3-6(P32、33)において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(健康づくり課)

2-1-3. 特定接種

接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康づくり課)

2-1-4. 住民接種

① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康づくり課)

② 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(総務課、健康づくり課)

③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市の介護保険部局、障害保

健福祉部局と衛生部局が連携し行う（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局及び県の保護施設担当部局が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行う等）。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（総務課、長寿生きがい課、福祉支援課、健康づくり課）

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。（健康づくり課）
- ⑤ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。（健康づくり課）
- ⑥ 高齢者支援施設、障がい者支援施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（長寿生きがい課、福祉支援課、健康づくり課）
- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（総務課、情報政策課、健康づくり課）
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おく（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望まし

い。)。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。
(健康づくり課)

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡市区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。

また、独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、表 3-6 (P32,33) のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。(健康づくり課)

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。(健康づくり課)

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。

また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能ないように準備を行う。(健康づくり課)

第3節 対応期

(1) 目的

構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した分配体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

厚生労働省の要請を受けて、以下の対応を行う。

- ① ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、『予防接種（ワクチン）に関するガイドライン』第3章3. ワクチンの供給体制を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（健康づくり課）
- ② ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（健康づくり課）
- ③ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。（健康づくり課）
- ④ 供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。（健康づくり課）

3-2. 接種体制

3-2-1. 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活及び地域経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、国、県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等

対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

- ① 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康づくり課)
- ② 追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(健康づくり課)

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 接種体制

- ① 国、県と連携して、接種体制の準備を行う。
また、国の要請を受け、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康づくり課)
- ② 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(健康づくり課)
- ③ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(健康づくり課)
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(健康づくり課)

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。

ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。(長寿生きがい課、福祉支援課、健康づくり課)

- ⑥ 高齢者支援施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(長寿生きがい課、福祉支援課、健康づくり課)

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 国の要請を受け、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに接種に関する情報を提供・共有を行う。(健康づくり課)
- ② 接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(健康づくり課)
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知する。
なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市広報への掲載等、紙での周知を実施する。(秘書広報課、健康づくり課)

3-2-2-3. 接種体制の拡充

感染状況や接種状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(総務課、健康づくり課、長寿生きがい課、福祉支援課)

3-2-2-4. 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備されたシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康づくり課)

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等、国が収集した情報から得られた適切な安全対策や、住民等への適切な情報提供・共有を行う。(健康づくり課)

3-4. 健康被害に対する速やかな救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、国が行う制度の周

知等を行う。また、申請者が急増した場合には体制強化を図り、迅速な救済を支援する。(健康づくり課)

- ② 被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。(健康づくり課)
- ③ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。(健康づくり課)
- ④ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(健康づくり課)

3-5. 情報提供・共有

- ① 実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、住民への周知・共有を行う。(健康づくり課)
- ② 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。(健康づくり課)
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(健康づくり課)

3-5-1. 特定接種に係る対応

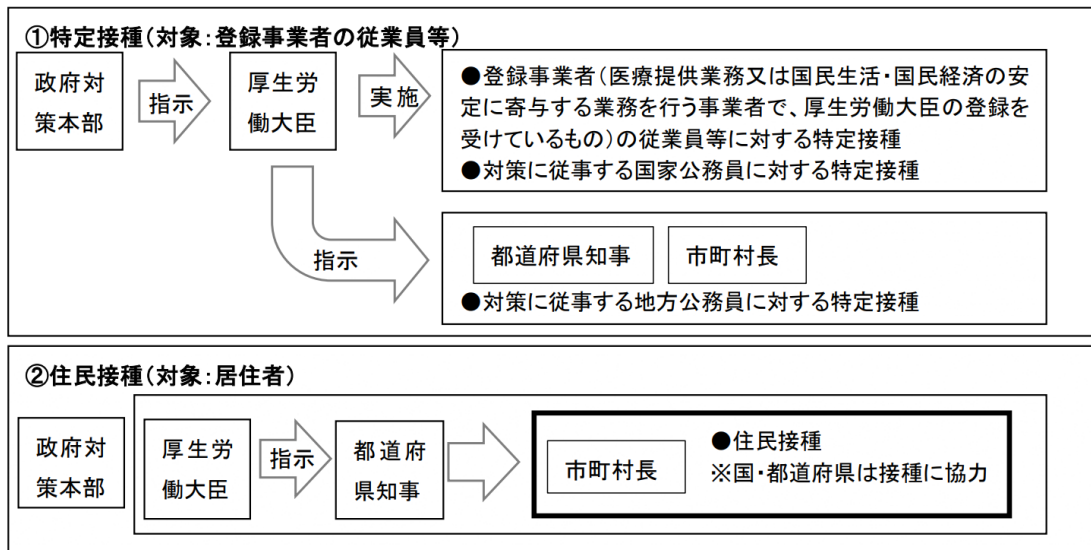
具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康づくり課)

3-5-2. 住民接種に係る対応

- ① 実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(健康づくり課)
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。(健康づくり課)
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。（秘書広報課、健康づくり課）
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

図 3-2



第5章 保健

第1節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した県や地方公共団体、関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

1-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。(健康づくり課)
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(健康づくり課)

第6章 物資³⁰

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等³¹

- ① 市は、市行動計画又は業務継続計画（BCP）に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。³²

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。³³（総務課、危機管理課、健康づくり課）

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（消防本部）

³⁰ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

³¹ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

³² 特措法第10条

³³ 特措法第11条

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 情報提供・共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内外部局間での連携のため、必要となる情報提供・共有体制を整備する。(関係部局)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(関係部局)

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画又は業務継続計画（BCP）に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(危機管理課)

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(危機管理課、健康づくり課)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者³⁴等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握と共にその具体的手続を決めておく。（関係部局）

1-5. 火葬体制の構築

市は県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。（市民課、生活環境課）

第2節 初動期

（1）目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（生活環境課）

第3節 対応期

（1）目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

³⁴ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21・P23「(参考) 要配慮者への対応」をご参照ください。

(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル³⁵予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（関係部局）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等³⁶に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（関係部局）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要な応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（学校教育課）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要な応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係部局）
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要な応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係部局）

³⁵ フレイル：身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

³⁶ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21・23「(参考) 要配慮者への対応」をご参照ください。

³⁷ 特措法第45条第2項

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる³⁸。（関係部局）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

市は、必要に応じて以下①から⑦までの対応を行う。

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。（生活環境課）
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（生活環境課）
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。（生活環境課）
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（危機管理課、生活環境課）
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（総務課、生活環境課）
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（危機管理課、生活環境課）
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（生活環境課）

³⁸ 特措法第59条

3-2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(商工振興課)

3-2-2. 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者及び飲料水供給事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(維持保全課、企業局)

由利本荘市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月
令和8年3月改定

発行者 由利本荘市健康福祉部 健康づくり課

〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1
電話 0184-22-1834 FAX 0184-24-0481
E-mail kenko@city.yurihonjo.lg.jp

※令和8年4月 組織改編に伴う課名変更により一部表記を修正（内容の変更はなし）